

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：21. 漁業経営の安定）

No	政策手段 （開始年度）	上段：予算の状況＜減収見込額＞ 下段：（執行額）/（＜減収額＞）（百万円）			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	漁業近代化資金融通法 （昭和44年）	-	-	-	(1)-①-(ア)	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与した。	-
(2)	中小漁業融資保証法 （昭和27年）	-	-	-	(1)-①-(ア)	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業の経営の安定に寄与した。	-
(3)	漁船損害等補償法 （昭和27年）	-	-	-	(1)-①-(ア)	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与した。	-
(4)	漁船乗組員給与保険法 （昭和27年）	-	-	-	(1)-①-(ア)	漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もって、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(5)	漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	(1)-①-(ア)	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与した。	-
(6)	漁業経営の改善及び再建整備 に関する特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	(1)-①-(ア)	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要なとする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与した。	-
(7)	独立行政法人水産大学校法 (平成13年)	-	-	-	(1)-②-(ア)	我が国唯一の水産専門の高等教育機関である独立行政法人水産大学校において、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図った。 国民の財産である広大な我が国周辺水域の水産資源を持続的かつ有効に活用・維持し、食料自給率の向上、水産業の再生、水産物の安全・安心の確保などを進めるため、我が国唯一の水産専門の高等教育機関として、動機付け教育や実学を重視したカリキュラムにより水産業を担う人材の育成を行った。なお、水産業が、漁業生産、流通、加工、資機材供給などの多様な産業に支えられていること、また、震災により大きな人的被害を受けたことに鑑み、多様な水産関連分野に人材を供給していくことの重要性が増していることから、法人の業務運営に不可欠な施設整備を行うことにより、新規漁業就業者数の確保の達成に寄与した。	-
(8)	沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	-	-	-	(1)-②-(ア)	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(9)	遊漁船業の適性化に関する法律 (平成元年)	-	-	-	(1)-②-(イ)	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与した。	-
(10)	水産業協同組合法 (昭和23年)	-	-	-	(2)-①-(ア)	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与した。	-
(11)	漁業協同組合合併促進法 (昭和42年)	-	-	-	(2)-①-(ア)	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与した。	-
(12)	漁業経営セーフティーネット構築等事業 (平成22年度) (主)	23,849 (23,846)	14,596 (14,594)	15,904 (15,438)	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	燃油・配合飼料価格の高騰に備える仕組みを継続すると共に、燃油消費量そのものを根本的に削減させる漁業経営の改善に意欲的な漁業者グループが行う省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備導入に係る取組を支援。 本事業により、省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備の導入を推進するとともに、省エネ漁船の導入等による漁業の収益性向上を推進し、価格急騰時に補填金を交付し、漁業者・養殖業者の負担を軽減させることで、漁業・養殖業経営の安定に寄与した。	0288
(13)	漁業信用保証保険事業 (平成15年度) (主)	756 (709)	880 (838)	873 (740)	(1)-①-(ア)	漁業者の保証料負担を軽減するために、(独)農林漁業信用基金に対して、漁業保証保険収支が均衡するよう必要な経費の交付、さらに保証人は不要、担保を漁業関係資産に限定した融資等を積極的に推進する。 本事業により、中小漁業者等が資金を調達する際の信用力を補完し、経営展開に必要な資金の融通を円滑にし、漁業経営の安定に寄与した。	0280

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(14)	漁業経営維持安定資金 (昭和44年度) (主)	440 (349)	452 (375)	502 (394)	(1)-①-(ア)	漁業者、漁業協同組合等の金利負担の軽減を図る。 また、認定漁業者が借り入れる漁業経営改善支援資金を無担保・無保証人融資とするため、必要額を(株)日本政策金融公庫に出資することで、経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進が図られることにより、漁業経営の安定に寄与した。	0276
(15)	漁業信用基金協会合併等対策事業 (平成25年度) (主)	24 (24)	22 (22)	18 (18)	(1)-①-(ア)	漁業信用基金協会の組織強化に向けた合併の促進を図るため、合併に際し必要となる協議会等の開催、システム改修等及び繰越欠損金の解消に必要な経費助成を実施。 基金協会の組織強化により、中小漁業者等に対する保証が円滑に行われ、漁業経営の安定に寄与した。	0296
(16)	漁船損害等補償制度関係事業 (昭和27年度) (主)	10,334 (6,421)	8,173 (5,703)	8,951 (5,171)	(1)-①-(ア)	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用等を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁船保険組合が行う漁船保険事業等並びに漁船保険中央会及び国が行う普通保険再保険事業等により、漁業者が負担することとなった費用等に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与した。	0299
(17)	漁船保険団体一元化実施支援事業 (平成25年度) (主)	82 (80)	74 (74)	66 (66)	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	今後の漁船隻数の動向、今後発生する可能性のある災害等、巨大リスク等を含めた厳しさを増す状況に耐えうる漁船保険団体の組織再編(一元化)にかかる経費の支援を実施。 漁船保険団体が組織再編(一元化)により、事業基盤が強化され、今後想定される巨大災害リスク等を含めた厳しさを増す状況においても、漁業者のセーフティーネットとして漁船保険が将来にわたり適切に運営されることで、漁業経営の安定に寄与した。	0292

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(18)	漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	8,883 (8,525)	8,802 (6,209)	8,666 (5,642)	(1)-①-(ア)	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁業共済組合が行う漁業共済事業、全国漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業及び国が行う漁業共済保険事業により、漁業者が受けた損失に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与した。	0300
(19)	漁業共済事業実施費等補助金 (昭和39年度) (主)	402 (402)	387 (387)	368 (368)	(1)-①-(ア)	漁業共済団体の事務経費及び常勤職員の人件費の一部を補助する(漁業災害補償法第195条第3項の規定に基づく補助)。 20漁業共済組合に対し、事務経費及び人件費の一部補助を行うとともに、全国漁業共済組合連合会に対し、事務経費の一部補助を行うことにより、事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定等に寄与した。	0275
(20)	漁業経営安定対策事業費 (平成20年度) (主)	25 (25)	18 (18)	6 (6)	(1)-①-(ア)	経営改善に取り組む漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:1)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成し、漁業者の収入が減少した場合に漁業共済(基準収入の原則8割まで補填)に上乗せして補填する(基準収入の原則9割まで補填)。 既加入者の経営改善の取り組みを支援することにより、収入の変動による漁業経営の影響を緩和することに寄与した。	0283
(21)	漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金 (平成23年度) (主)	12 (12)	30 (30)	11 (11)	(1)-①-(ア)	国が全国漁業共済組合連合会に支払う保険金の一部を繰り延べていることに伴い、不足した資金を金融機関から借り入れる際に発生する利子相当額を補助する。 全国漁業共済組合連合会に対し、国の保険金支払い繰延べに伴う借入れにより生じた利子相当額の交付を行うことにより、漁業者に対する共済金支払いの遅延を防止することが可能となり、漁業経営の安定に寄与した。	0291

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(22)	漁業収入安定対策事業費 (平成23年度) (主)	24,529 (24,529)	30,126 (30,126)	23,697 (23,697)	(1)-①-(ア)	漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、資源管理等の取組を行う漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:3)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成して漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う(基準収入の原則8割から9割まで積立ぶらすで補填)とともに、漁業者が支払う漁業共済掛金への補助(平均30%相当)を行う。 漁業者による資源管理等の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収を補填することにより、漁業経営の安定を図ることに寄与した。	0289
(23)	漁場機能維持管理事業 (平成21年度) (主)	8,038 (7,946)	2,696 (2,692)	2,569 (2,566)	(1)-①-(ア)	韓国・中国等外国漁船による投棄漁具の回収・処分、外国漁船の影響を受ける漁業者に対する漁業共済掛金の助成、外国漁船による緊急避泊対策、外国漁船の操業状況調査・監視、漁具被害の復旧支援等の外国漁船操業対策に助成を行うことにより、漁業経営の安定の確保に寄与した。 北方地域の領海における我が国漁業者の円滑な操業を確保するため、当該海域での操業に要する追加的経費の負担軽減に必要な経費の支援を実施することにより、漁業経営の安定の確保に寄与した。 漂流・漂着物のリサイクル技術の開発・普及や発生源対策及び漁場内の漂流物等の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減対策を行うことにより、漂流・漂着物による漁業・漁場への被害の拡大を防止し、漁業経営の安定の確保に寄与した。	0285
(24)	漁業構造改革総合対策事業 (平成21年度) (主)	2,520 (2,520)	1,636 (1,628)	5,319 (4,794)	(1)-①-(ア)	漁業の新しい操業・生産体制への転換を促進することで漁業の競争力を強化するため、漁協等に対し、改革型漁船の導入等による収益性向上の実証への取組に必要な経費を支援することにより、漁業経営の安定を図ることに寄与した。	0284
(25)	強い水産業づくり交付金 (経営構造改善目標) (平成17年度) (関連:27-20,22)	8,159 (6,721)	6,195 (5,774)	8,111 (7,706)	(1)-①-(ア)	水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備について支援。 効率的かつ安定的な漁業経営を育成することで、資源管理・漁業所得補償対策加入漁業者の漁業生産割合の増加に寄与した。	0305

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(26)	独立行政法人水産大学校に要する経費 (平成13年度) (主)	1,718 (1,712)	1,980 (1,938)	3,919 (3,916)	(1)-②-(ア)	我が国唯一の水産専門の高等教育機関である独立行政法人水産大学校において、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図った。 国民の財産である広大な我が国周辺水域の水産資源を持続的かつ有効に活用・維持し、食料自給率の向上、水産業の再生、水産物の安全・安心の確保などを進めるため、我が国唯一の水産専門の高等教育機関として、動機付け教育や実学を重視したカリキュラムにより水産業界を担う人材の育成を行った。なお、水産業が、漁業生産、流通、加工、資機材供給などの多様な産業に支えられていること、また、震災により大きな人的被害を受けたことに鑑み、多様な水産関連分野に人材を供給していくことの重要性が増してきていることから、法人の業務運営に不可欠な施設整備を行うことにより、新規漁業就業者数の確保の達成に寄与した。	0279
(27)	漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 (平成23年度) (主、関連:27-12)	127 (123)	29 (29)	50 (48)	(1)-②-(ア)	水産業の省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術の実証試験への支援を実施。 本事業を実施することにより、新技術を活用した水産業の省エネ化や経営体質の改善等を促進し、環境負荷の低減や意欲的な担い手の育成・確保等に寄与した。	0287
(28)	沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業 (平成25年度) (主)	51 (39)	44 (33)	33 (30)	(1)-②-(ア)	漁村地域におけるリーダーの育成、漁村女性の資質向上のための研修及び情報交換を実施するとともに、漁村地域のリーダーの牽引による漁業現場等での実践活動、漁村女性による漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける活動への支援を行った。 このことにより、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与した。	0294
(29)	水産業改良普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	71 (70)	69 (69)	69 (69)	(1)-②-(ア)	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。 水産業普及指導員の普及活動により意欲ある担い手の育成・確保等に寄与した。	0278

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(30)	沿岸漁業改善資金造成費補助金 (昭和54年度) (主)	8 (5)	7 (5)	5 (5)	(1)-②-(ア)	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、都道府県が行う無利子貸付事業に必要な資金の造成に対し、政府が助成するものであり、当該無利子資金を沿岸漁業従事者等に融通することによる、経営の改善や経営の基礎の形成等を通じて、担い手の育成及び確保等に寄与した。	0277
(31)	福祉対策事業 (平成20年度) (主)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	(1)-②-(ア)	漁業者老齢福祉共済事業(通称:漁業者年金)への事務費等を支援。 本事業を実施することにより、漁業者年金の加入率の向上に資することとなり、漁業者の老後の福祉安定が図られるとともに、次代を担う意欲ある若い漁業者への世代交代が円滑に行われることを通じて、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与した。	0282
(32)	再編整備等推進支援事業 (平成21年度) (主、関連:27-12,20)	100 (100)	99 (99)	89 (88)	(1)-①-(ア)	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船等に対する支援を実施。 本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与した。	0286
(33)	新規漁業就業者総合支援事業 (平成24年度までの事業名:漁業就業者確保・育成対策事業) (平成24年度) (主)	1,087 (1,087)	624 (624)	825 (825)	(1)-②-(ア)	就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援。 本事業を実施することにより、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与した。	0290
(34)	安全な漁業労働環境確保事業 (平成25年度) (主)	24 (24)	22 (22)	19 (19)	(1)-②-(イ)	漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」の養成及び遊漁船業者への安全講習会の開催等を支援。 本事業を実施することにより、漁業者・遊漁船業者等の海難事故及び海中転落による死者・行方不明者を減少させることに寄与した。	0295

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(35)	漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業 (平成25年度) (主)	45 (44)	42 (42)	38 (38)	(2)-①-(ア)	漁協系統の経営及び組織の基盤強化のための取組への支援を実施。 外部専門家による財務分析を通じた、経営不振漁協等の経営改善・県域再編のための計画策定支援、また漁協系統役職員への分野別専門研修等により、漁協系統組織の基盤強化に寄与した。	0293
(36)	漁協経営改善推進事業 (平成26年度) (主)	－	159 (132)	328 (152)	(2)-①-(ア)	経営不振漁協等が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金(漁協経営改善推進資金)に対する利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施。 漁協経営改善推進資金に係る金利等の軽減措置を講ずることにより、経営不振漁協の解消が推進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与した。	0297
(37)	有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成27年度) (関連:27-12)	504 (470)	565 (555)	534 (514)	(1)-①-(ア)	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。 本事業を実施することにより、これらの有害生物による漁業被害が軽減し、漁業経営の安定に寄与した。	0281
(38)	水産業競争力強化緊急事業 (平成27年度補正) (主)	－	－	22,500 (22,500)	(1)-②-(ア)	基金を設置し、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化等を図るための「広域浜プラン」の策定及び当該プラン等に基づき、①高鮮度化・産地市場の統廃合等にかかる共同利用施設の整備、②浜の担い手へのリース方式による漁船の導入、③国際水準に見合った漁船の導入、④生産性向上や省力省コスト化のための漁業用機器等の導入の支援を行うもので、このうち②、③、④の事業については、実質無利子化等の金融支援を行う。 浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ることで、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。	0298

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(39)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:租税特別措置法第78条の3②] (昭和48年度)	<5> (＜6＞)	<5> (＜4＞)	<6> (＜7＞)	(1)-①-(ア)	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与した。	-
(40)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95] (昭和50年度)	<4> (＜2＞)	<4> (＜0.2＞)	<2>	(1)-①-(ア)	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与した。	-
(41)	輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	<143> (＜112＞)	<168> (＜208＞)	<168>	(1)-①	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与した。	-
(42)	国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の6] (平成元年度)	<2,241> (＜2,210＞)	<2,565> (＜2,248＞)	<2,443>	(1)-①	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与した。	-
(43)	軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	<11,568>	<11,568>	<10,996>	(1)-①	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(44)	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除[所得税・法人税: 租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	< 97 > (< 69 >)	< 97 > (< 76 >)	< 109 >	(2)-①-(ア)	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。特に生産性の向上に資する設備の場合は、その取得価格の即時償却又は10%の税制控除の選択適用を行う。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与した。	-
(45)	保険会社等の異常危険準備金[法人税: 租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和29年度)	< 41 > (< 51 >)	< 50 > (< 48 >)	< 51 > (< 49 >)	(2)-①-(ア)	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実を図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与した。	-
(46)	中小企業等の貸倒引当金の特例(法人税: 租税特別措置法第57条の10、第68条の59) (昭和41年度)	< 80 > (< 72 >)	< 76 > (< 66 >)	< 72 >	(2)-①-(ア)	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその12%割増しを行う措置。 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与した。	-
(47)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(法人税: 租税特別措置法第68条の2) (平成13年度)	< 258 > (< 0 >)	< 48 > (< 0 >)	< 0 >	(2)-①-(ア)	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(48)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)[所得税・法人税: 租税特別措置法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	<387> (<27>)	< 27 > (<34>)	< 15 >	(2)-①-(ア)	青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は機器・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物の品質向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与した。	-